

## 随意契約見直し計画

平成20年 1月  
国立大学法人埼玉大学

## 1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも20年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

## 【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				( 24%) 10	( 25%) 163
一般 競争 入札 等	競争入札			( 0%) 0	( 0%) 0
	企画競争	( 5%) 2	( 2%) 14	( 7%) 3	( 4%) 26
随意契約		( 95%) 40	( 98%) 644	( 69%) 29	( 71%) 469
合 計		(100%) 42	(100%) 658	(100%) 42	(100%) 658

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

## 【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				( 0%) 0	( 0%) 0

一般競争入札等	競争入札		( 0%) 0	( 0%) 0
	企画競争	( 0%) 0	( 0%) 0	( 0%) 0
	随意契約	(100%) 2	(100%) 16	(100%) 2
	合 計	(100%) 2	(100%) 16	(100%) 16

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

### 【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				( 25%) 10	( 26%) 163
一般競争入札等	競争入札			( 0%)	( 0%)
	企画競争	( 5%) 2	( 2%) 14	( 8%) 3	( 4%) 26
	随意契約	( 95%) 38	( 98%) 628	( 67%) 27	( 70%) 453
	合 計	(100%) 40	(100%) 642	(100%) 40	(100%) 642

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 隨意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
平成20年3月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

- ① 情報システムなど既に総合評価落札方式を導入している調達分野に加え、当該方式によることが必要と考えられる調達分野について、当該方式による一般競争入札の導入・拡大に努める。
- ② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成  
一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示すことの検討を行う。  
(平成20年7月を目途に作成予定)
- ③ プロジェクトチームの設置  
上記措置を行うため、財務部にプロジェクトチームを設置する。

(2) 複数年度契約の拡大

複数年度契約によることが必要と考えられる契約については、経済性、効率性等が認められるものについて複数年契約を導入する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大や公告の方法等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載。

3. その他

- (1) 隨意契約による場合については、内部決裁においてそれが真にやむを得ない理由に該当するかどうかの確認を厳格に行い、内部牽制の充実・決裁体制の一層の強化に努める。
- (2) 内部監査において随意契約の重点的監査を行い、随意契約の適正化を図る。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名 : 国立大学法人埼玉大学 )

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位:円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	(社)国立大学協会 東京都千代田区一ツ 橋2-1-2	平成18年度国立大学法 人総合損害保険契約	国立大学法人埼玉大学 事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久 保255	平成18年4月1日	6,304,110	随意 契約	国立大学法人のリスクに対応す る各種保険を一つにまとめた保 険商品を取り扱う相手方は、他 に存在せず、契約の性質又は目 的が競争を許さなかったため。 (会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
2	独立行政法人国印 刷局 東京都港区虎ノ門2- 2-4	試験問題 第1294号 27 種	国立大学法人埼玉大学 事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久 保255	平成19年1月5日	9,400,711	随意 契約	入試業務に直接影響する契約であ り、期限の厳守、正確な印刷、問題 の漏洩・紛失の防止等が求められる など、当該業務に対応できる相手方 は、他に存在せず、契約の性質又 は目的が競争を許さなかったため。 (会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	15	
合計					15,704,821						0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であつて随意契約（各国立大学法人の定める少額隨契限度額以下のものを除く）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）との契約を記載する。

なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名 : 国立大学法人埼玉大学 )

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位:円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
----	-----------------------	---	-------------------------------------	----------	----------------	----------	--------------------------------	--------	-------	----------	----

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約（18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの）については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象（1回の支払につき1件とする）  
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額（複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総（予定）額）を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他（引き続き企画競争・公募を実施）」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（ ）で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができます。  
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「（競争性のない）随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分（1～12）に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付する事が不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項（バスケットクローズ）に該当する契約とする場合については「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名 : 国立大学法人埼玉大学 )

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位:円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	(株)ワークスアリケーションズ 東京都港区赤坂赤坂1-12-32	人事給与システム導入支援・教育業務	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	6,300,000	随意契約	既に導入しているシステムの導入支援・教育業務であり、当該業務に対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	-	
2	(財)埼玉県産業文化センター 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5	平成18年度ソニックシティビル賃貸借料	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	5,575,500	随意契約	当該物件の所有者と直接に賃貸借を行うものであり、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	5	
3	(財)国際ビジネスコミュニケーション協会 東京都千代田区永田町2-14-2	英語能力試験(TOEIC・IP)業務	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	8,147,560	随意契約	本業務は、英語能力試験(TOEIC)の実施・運営業務であり、当該業務に対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
4	新日本監査法人 東京都千代田区内幸町2-2-3	会計監査契約(平成18年度)	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年8月1日	8,400,000	企画競争・公募	公募による監査法人応募者の中から十分な実績及びサポート体制等を考慮して文部科学大臣が選任した相手であり、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	企画競争を実施	18	
5	日本ビーコ(株) 東京都中央区築地5-6-10	非接触光干渉型表面形状粗さ測定装置 NT3300AS ビーコインスルンツ社	国立大学法人埼玉大学財務部経理課長 安養寺 浩二 さいたま市桜区下大久保255	平成18年8月25日	8,000,184	随意契約	契約相手方は、本件調達物件非接触光干渉型表面形状粗さ測定装置を直販しており、当該物品を納入できる相手方は他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	-	
6	(株)CSKシステムズ 東京都港区南青山2-26-1	教務システム一式	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年9月11日	29,925,000	随意契約	本学が既に導入しているシステムの機能強化を目的としたものであり、当該品を納入できる相手方は他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	-	
7	フジテック(株)北関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-242	埼玉大学教養学部エレベータ改修工事	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年10月30日	11,130,000	随意契約	契約相手方は、本工事におけるエレベーター設備の元工事の施工業者であり、当該工事に対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	-	
8	(株)協和エクシオ 東京都渋谷区渋谷3-29-20	埼玉大学(大久保1)情報ネットワーク設備工事(その2)	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年11月10日	17,535,000	随意契約	本工事は、現に契約履行中の埼玉大学(大久保1)情報ネットワーク設備工事に関連する追加工事であり、競争に付することが不利と認められるため。(会計規則第37条第3項第3号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	-	
9	(株)ジェイアール東日本ビルディング 東京都中央区八重洲2-2-1	サビアタワーオフィス入居B工事手続代行等委託	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年11月22日	32,854,500	随意契約	当該物件の所有者との賃貸借契約において、所有者指定の業者と契約を行うものであり、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	-	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名 : 国立大学法人埼玉大学 )

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位:円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
10	日本電気(株)関東信越支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-7	埼玉大学コンピュータ支援言語学習システム機能追加業務	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年12月25日	14,896,560	随意契約	本学が既に導入しているシステムの機能強化を目的としたものであり、当該業務に対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	-	
11	ブルー・パンプー(株) 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-10-8	埼玉大学Webサイトリニューアル業務 一式	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成19年1月16日	5,691,000	企画競争・公募	企画競争を実施し、本学の仕様に対し、最も適切で満足し得る提案を行った業者との契約であり、当該業務に対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	-	
12	株)ホサカ 東京都台東区台東2-3-4	東京ステーションカレッジ什器類 一式	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成19年1月26日	7,171,500	随意契約	再度の入札をしても落札者がないため。(契約事務取扱細則第33条第1項第5号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	-	
13	関東建設工業(株) 群馬県太田市別所町332	埼玉大学教育学部附属中学校校舎改修工事(その2)	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成19年1月30日	29,347,500	随意契約	本工事は、現に履行中の埼玉大学教育学部附属中学校校舎改修工事の関連する追加工事であり、競争に付することが不利と認められたため。(会計規則第37条第3項第3号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	-	
14	(株)ジェイアール東日本ビルディング 東京都中央区八重洲2-2-1	サビアタワー貸室賃貸借契約	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成19年2月20日	88,737,250	随意契約	当該物件の所有者と直接に賃貸借を行うものであり、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	5	
15	富士通フロンティック(株) 東京都稻城市矢野口1776	財務会計システム保守一式	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成19年3月28日	6,718,320	随意契約	既に導入しているシステムの保守業務であり、当該業務に対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
16	エルゼビア・ピー・ライ サイエンス・アンド・テクノロジー 東京都港区東麻布1-9-15 東麻布1丁目ビル4階	サイエンス・ダイレクトの利用 一式	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成19年3月30日	33,412,896	随意契約	当該業者が排他的権利を有するため、対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
17	丸善(株) 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-41	外国雑誌 Accountancy 他 計183点	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成19年3月30日	15,288,992	随意契約	特殊な専門分野で発行頻度が少ないため入手が困難なものや、出版社が特定の書店等と代理店契約を締結しているため流通経路が限定されているものなどがあり、未着、欠号、重複などの納入事故によって、教育、研究活動に支障をきたすことのないように安定した調達を行う必要があり、対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名 : 国立大学法人埼玉大学 )

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位:円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
18	株紀伊国屋書店 埼玉県さいたま市浦和区常盤7-3-16	外国雑誌 Accounts of chemical research 他計169点	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成19年3月30日	15,645,460	随意契約	特殊な専門分野で発行頻度が少ないため入手が困難なものや、出版社が特定の書店等と代理店契約を締結しているため流通経路が限定されているものなどがあり、未着、欠着、重複などの納入事故によって、教育、研究活動に支障をきたすことのないように安定した調達を行う必要があり、対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
19	京浜燃料(株) 埼玉県さいたま市中央区下落合4-20-15	平成18年度プロパンガス い号液化石油ガス	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	8,454,463	随意契約	本学に敷設されているガス配管はプロパンガスと都市ガスの兼用配管であり、一部には口径100Aの特殊管が使用されていることから、同配管の保守・点検及び修繕が可能なこと、なおかつ、深夜に及ぶ研究が多々あるうえ、プロパンガスの供給範囲が大学キャンパス以外に学寮及び国際交流会館等も含まれていることから、本学から至近距離に営業所等があり、緊急自動車を保有し24時間態勢で緊急時に迅速に対応が可能であることを必要とする。これに対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	単価契約 18一般-@186.9円/m3	
20	京浜燃料(株) 埼玉県さいたま市中央区下落合4-20-15	平成19年度プロパンガス い号液化石油ガス	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成19年3月30日	8,344,793	随意契約	本学に敷設されているガス配管はプロパンガスと都市ガスの兼用配管であり、一部には口径100Aの特殊管が使用されていることから、同配管の保守・点検及び修繕が可能なこと、なおかつ、深夜に及ぶ研究が多々あるうえ、プロパンガスの供給範囲が大学キャンパス以外に学寮及び国際交流会館等も含まれていることから、本学から至近距離に営業所等があり、緊急自動車を保有し24時間態勢で緊急時に迅速に対応が可能であることを必要とする。これに対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかつたため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	単価契約 18一般-@197.2円/m3	
21	(社)浦和医師会 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-18	平成18年度健康診断各種検査	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	9,113,310	随意契約	大学が位置する地域を主な作業区域として、地区内の医療機関と密接な連携を持つた公益法人と契約をするため。(契約事務取扱細則第33条第1項第3号)	見直しの余地あり	企画競争を実施	単価契約 診察料-@2,835円/件	
22	(社)浦和医師会 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-18	平成19年度健康診断各種検査	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成19年3月30日	8,631,814	随意契約	大学が位置する地域を主な作業区域として、地区内の医療機関と密接な連携を持つた公益法人と契約をするため。(契約事務取扱細則第33条第1項第3号)	見直しの余地あり	企画競争を実施	単価契約 診察料-@2,835円/件	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名 : 国立大学法人埼玉大学 )

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位:円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
23	東京電力(株) 埼玉県さいたま市中央区本町西4-17-10	平成18年4月分電気料	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	13,294,620	随意契約	現在の電気需給契約は、従前からの長期継続契約で現在では適用されない「特別高圧電力B」であり、本来適用される「特別高圧電力A」より軽減措置が図られたものである。新たに競争に付した場合、軽減措置は受けられなくなり、競争に付することが不利と認められるため。(会計規則第37条第3項第3号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
24	東京電力(株) 埼玉県さいたま市中央区本町西4-17-10	平成18年5月分電気料	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	14,890,053	随意契約	現在の電気需給契約は、従前からの長期継続契約で現在では適用されない「特別高圧電力B」であり、本来適用される「特別高圧電力A」より軽減措置が図られたものである。新たに競争に付した場合、軽減措置は受けられなくなり、競争に付することが不利と認められるため。(会計規則第37条第3項第3号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
25	東京電力(株) 埼玉県さいたま市中央区本町西4-17-10	平成18年6月分電気料	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	15,985,115	随意契約	現在の電気需給契約は、従前からの長期継続契約で現在では適用されない「特別高圧電力B」であり、本来適用される「特別高圧電力A」より軽減措置が図られたものである。新たに競争に付した場合、軽減措置は受けられなくなり、競争に付することが不利と認められるため。(会計規則第37条第3項第3号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
26	東京電力(株) 埼玉県さいたま市中央区本町西4-17-10	平成18年7月分電気料	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	17,795,325	随意契約	現在の電気需給契約は、従前からの長期継続契約で現在では適用されない「特別高圧電力B」であり、本来適用される「特別高圧電力A」より軽減措置が図られたものである。新たに競争に付した場合、軽減措置は受けられなくなり、競争に付することが不利と認められるため。(会計規則第37条第3項第3号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
27	東京電力(株) 埼玉県さいたま市中央区本町西4-17-10	平成18年8月分電気料	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	18,983,053	随意契約	現在の電気需給契約は、従前からの長期継続契約で現在では適用されない「特別高圧電力B」であり、本来適用される「特別高圧電力A」より軽減措置が図られたものである。新たに競争に付した場合、軽減措置は受けられなくなり、競争に付することが不利と認められるため。(会計規則第37条第3項第3号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
28	東京電力(株) 埼玉県さいたま市中央区本町西4-17-10	平成18年9月分電気料	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	16,513,227	随意契約	現在の電気需給契約は、従前からの長期継続契約で現在では適用されない「特別高圧電力B」であり、本来適用される「特別高圧電力A」より軽減措置が図られたものである。新たに競争に付した場合、軽減措置は受けられなくなり、競争に付することが不利と認められるため。(会計規則第37条第3項第3号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名 : 国立大学法人埼玉大学 )

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位:円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
29	東京電力(株) 埼玉県さいたま市中央区本町西4-17-10	平成18年10月分電気料	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	14,268,091	随意契約	現在の電気需給契約は、従前からの長期継続契約で現在では適用されない「特別高圧電力B」であり、本来適用される「特別高圧電力A」より軽減措置が図られたものである。新たに競争に付した場合、軽減措置は受けられなくなり、競争に付することが不利と認められるため。(会計規則第37条第3項第3号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
30	東京電力(株) 埼玉県さいたま市中央区本町西4-17-10	平成18年11月分電気料	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	15,676,035	随意契約	現在の電気需給契約は、従前からの長期継続契約で現在では適用されない「特別高圧電力B」であり、本来適用される「特別高圧電力A」より軽減措置が図られたものである。新たに競争に付した場合、軽減措置は受けられなくなり、競争に付することが不利と認められるため。(会計規則第37条第3項第3号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
31	東京電力(株) 埼玉県さいたま市中央区本町西4-17-10	平成18年12月分電気料	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	16,838,582	随意契約	現在の電気需給契約は、従前からの長期継続契約で現在では適用されない「特別高圧電力B」であり、本来適用される「特別高圧電力A」より軽減措置が図られたものである。新たに競争に付した場合、軽減措置は受けられなくなり、競争に付することが不利と認められるため。(会計規則第37条第3項第3号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
32	東京電力(株) 埼玉県さいたま市中央区本町西4-17-10	平成19年1月分電気料	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	17,945,832	随意契約	現在の電気需給契約は、従前からの長期継続契約で現在では適用されない「特別高圧電力B」であり、本来適用される「特別高圧電力A」より軽減措置が図られたものである。新たに競争に付した場合、軽減措置は受けられなくなり、競争に付することが不利と認められるため。(会計規則第37条第3項第3号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
33	東京電力(株) 埼玉県さいたま市中央区本町西4-17-10	平成19年2月分電気料	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	16,242,928	随意契約	現在の電気需給契約は、従前からの長期継続契約で現在では適用されない「特別高圧電力B」であり、本来適用される「特別高圧電力A」より軽減措置が図られたものである。新たに競争に付した場合、軽減措置は受けられなくなり、競争に付することが不利と認められるため。(会計規則第37条第3項第3号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
34	東京電力(株) 埼玉県さいたま市中央区本町西4-17-10	平成19年3月分電気料	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	14,477,006	随意契約	現在の電気需給契約は、従前からの長期継続契約で現在では適用されない「特別高圧電力B」であり、本来適用される「特別高圧電力A」より軽減措置が図られたものである。新たに競争に付した場合、軽減措置は受けられなくなり、競争に付することが不利と認められるため。(会計規則第37条第3項第3号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
35	さいたま市 さいたま市浦和区常盤6-4-4	平成18年3・4月分上水道・下水道料金	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	8,494,817	随意契約	当該業務に対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかったため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名 : 国立大学法人埼玉大学 )

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位:円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
36	さいたま市 さいたま市浦和区常盤6-4-4	平成18年5・6月分上水道・下水道料金	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	11,008,667	随意契約	当該業務に対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかったため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
37	さいたま市 さいたま市浦和区常盤6-4-4	平成18年7・8月分上水道・下水道料金	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	15,183,764	随意契約	当該業務に対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかったため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
38	さいたま市 さいたま市浦和区常盤6-4-4	平成18年9・10月分上水道・下水道料金	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	11,015,957	随意契約	当該業務に対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかったため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
39	さいたま市 さいたま市浦和区常盤6-4-4	平成18年11・12月分上水道・下水道料金	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	12,510,447	随意契約	当該業務に対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかったため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
40	さいたま市 さいたま市浦和区常盤6-4-4	平成19年1・2月分上水道・下水道料金	国立大学法人埼玉大学事務局長 原 政敏 さいたま市桜区下大久保255	平成18年4月1日	11,446,639	随意契約	当該業務に対応できる相手方は、他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さなかったため。(会計規則第37条第3項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
合計					641,891,760						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（各国立大学法人の定める少額隨契限度額以下のものを除く）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）以外の者（その他の公益法人、民間法人等）との契約を記載する。

なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まれない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約（18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの）については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象（1回の支払につき1件とする）  
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額（複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総（予定）額）を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他（引き続き企画競争・公募を実施）」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以後、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（ ）で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以後、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

## 随意契約事由別 類型早見表

随意契約事由	類型区分
<b>競争性のない随意契約によらざるを得ない場合</b>	
<b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b>	5
<b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>	6
<b>二 その他</b>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

(注)本表は、随意契約によらざるを得ない場合について、国の取扱いに準じて一覧性を持たせるために類型化したものである。